

経済的支援制度規程

－経済的に修学困難な学生に対する授業料減免に係る規定－

(目的)

第1条 この規定は、学校法人新潟高度情報学園新潟高度情報専門学校並びに新潟こども医療専門学校にて修学する意欲と能力のある在学者が経済的理由により修学を断念することがないように、経済的支援をすることを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、経済的理由により授業料を納付することが困難で以下のいずれかの要件に該当するものであって、学業優秀かつ勉学に対する意欲のある学生から選出する。

- (1) 生活保護世帯の学生
- (2) 個人住民税所得割非課税世帯の学生
- (3) 所得税非課税世帯の学生
- (4) 保護者等の倒産、失業などにより家計の急変した世帯の学生

(授業料減免額)

第3条 授業料減免額は以下のとおりとする。

当校の支援額は、当該年度の授業料の半額とし、納付金額から減免するものとする。

(申請手続き)

第4条 授業料減免を希望する者は、以下の所定の書類を申請するものとする。

- (1) 授業料減免申請書
- (2) 第2条の対象者であることを証明する書類として、次の①または②の書類
 - ① 所得証明書類（生活保護受給証明書、課税証明書(非課税証明書)、住民税の特別徴収税額証明書など）
 - ② 家計急変等の状況を証明する書類（倒産・解雇による失職や自営業の廃止失職、病気、死亡または火災・風水害等の災害等を証する書類など）

(申請期間)

第 5 条 授業料減免を希望する者は、指定された当該年度の募集期間内に申請するものとする。

(選考・決定)

第 6 条 授業料減免を受ける在学者の選考は、書類審査並びに面接の結果を受けて、学校法人新潟高度情報学園新潟高度情報専門学校並びに新潟こども医療専門学校が、それぞれ総合的に判断して決定する。

2 決定人数は別途定める当該年度の支援総額による。

(欠格)

第 7 条 授業料減免を受ける学生が、本校の規則に違反したり学生としての本分に反し懲戒処分を受けた場合、並びに除籍処分を受けた場合には、授業料減免額の返還を求めることができる。

附則

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。